

半 期 報 告 書

(第9期中) 自 平成25年4月1日
至 平成25年9月30日

首都高速道路株式会社

東京都千代田区霞が関一丁目4番1号

(E04373)

目次

【表紙】

第一部 【企業情報】	1
第1 【企業の概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【業績等の概要】	4
2 【生産、受注及び販売の状況】	6
3 【対処すべき課題】	6
4 【事業等のリスク】	6
5 【経営上の重要な契約等】	6
6 【研究開発活動】	7
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	7
第3 【設備の状況】	10
1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】	10
2 【道路資産】	10
第4 【提出会社の状況】	11
1 【株式等の状況】	11
2 【株価の推移】	12
3 【役員の状況】	13
第5 【経理の状況】	14
1 【中間連結財務諸表等】	15
2 【中間財務諸表等】	38
第6 【提出会社の参考情報】	53
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	54
[中間監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年12月20日
【中間会計期間】	第9期中（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）
【会社名】	首都高速道路株式会社
【英訳名】	Metropolitan Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 菅原 秀夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関一丁目4番1号
【電話番号】	03-3502-7311（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 門馬 直樹
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区霞が関一丁目4番1号
【電話番号】	03-3502-7311（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 門馬 直樹
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第7期中	第8期中	第9期中	第7期	第8期
会計期間	自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日	自平成24年 4月1日 至平成24年 9月30日	自平成25年 4月1日 至平成25年 9月30日	自平成23年 4月1日 至平成24年 3月31日	自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日
営業収益（百万円）	131,981	144,871	139,844	292,964	433,661
経常利益（百万円）	6,832	7,272	5,439	6,202	6,574
中間（当期）純利益（百万円）	3,413	4,211	2,920	1,715	3,433
中間包括利益又は包括利益 （百万円）	3,453	4,240	2,916	1,751	3,464
純資産額（百万円）	40,658	43,189	45,162	38,956	42,413
総資産額（百万円）	482,665	554,199	524,274	555,488	516,503
1株当たり純資産額（円）	1,486.30	1,579.36	1,658.72	1,423.39	1,550.56
1株当たり中間（当期）純利益 金額（円）	126.43	155.97	108.16	63.52	127.16
潜在株式調整後1株当たり中間 （当期）純利益金額（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（％）	8.3	7.7	8.5	6.9	8.1
営業活動によるキャッシュ・フ ロー（百万円）	△27,214	△25,431	△46,238	△65,497	51,249
投資活動によるキャッシュ・フ ロー（百万円）	△2,520	△2,403	△2,443	△6,201	△5,156
財務活動によるキャッシュ・フ ロー（百万円）	13,245	4,619	28,621	81,002	△39,687
現金及び現金同等物の中間期末 （期末）残高（百万円）	23,417	25,997	35,556	49,212	55,617
従業員数（人） [外、平均臨時雇用人員]	4,134 [461]	4,052 [411]	4,045 [459]	4,050 [452]	3,959 [415]

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に各期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第7期中	第8期中	第9期中	第7期	第8期
会計期間	自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日	自平成24年 4月1日 至平成24年 9月30日	自平成25年 4月1日 至平成25年 9月30日	自平成23年 4月1日 至平成24年 3月31日	自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日
営業収益（百万円）	130,879	143,840	138,607	290,575	431,536
経常利益（百万円）	6,376	6,616	5,019	4,451	3,498
中間（当期）純利益（百万円）	3,319	3,944	2,920	875	1,694
資本金（百万円）	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500
発行済株式総数（千株）	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000
純資産額（百万円）	35,484	36,985	37,655	33,040	34,734
総資産額（百万円）	471,221	540,604	509,411	545,642	505,624
1株当たり純資産額（円）	1,314.23	1,369.83	1,394.64	1,223.73	1,286.47
1株当たり中間（当期）純利益金額（円）	122.92	146.10	108.16	32.42	62.74
潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額（円）	—	—	—	—	—
1株当たり配当額（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（%）	7.5	6.8	7.4	6.1	6.9
従業員数（人）	1,093	1,096	1,075	1,093	1,084

（注）1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

2 【事業の内容】

当社及び関係会社（連結子会社15社（平成25年9月30日現在））は、高速道路事業、駐車場事業、受託事業及びその他の事業の4部門に関する事業を行っております。

当中間連結会計期間における、各セグメントに係る主な事業内容の変更と主要な関係会社の異動は、概ね次のとおりであります。

なお、次の4部門は、「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメント情報の区分と同一です。

(1) 高速道路事業

主な事業内容の変更及び主要な関係会社の異動はありません。

(2) 駐車場事業

都市計画駐車場事業につきまして、平成25年7月1日に当社から連結子会社である首都高速道路サービス㈱へ運営及び管理を移管いたしました。

高架下等駐車場事業につきましては引き続き連結子会社である首都高速道路サービス㈱が運営及び管理を行っております。

なお、主要な関係会社の異動はありません。

(3) 受託事業

主な事業内容の変更及び主要な関係会社の異動はありません。

(4) その他の事業

主な事業内容の変更及び主要な関係会社の異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成25年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
高速道路事業	3,796
受託事業	[455]
駐車場事業	101
その他の事業	[4]
全社（共通）	148 [-]
計	4,045 [459]

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は [] 内に当中間連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

2. 高速道路事業及び受託事業、駐車場事業及びその他の事業については、それぞれ両事業を一体的に取り扱っていることから、それぞれ一括して記載しております。

3. 全社（共通）には、特定のセグメントに区分できない経営企画、総務・人事等の部署に所属している従業員数を記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成25年9月30日現在

従業員数（人）	1,075
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合との間に特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、東日本大震災からの復興が加速されるとともに、景気回復の動きが確かなものとなることが期待され、輸出が持ち直し、企業収益の改善により家計所得や投資の増加傾向が続き、全体として景気は、緩やかな回復がみられました。

当社においては、首都高速道路の基本料金について、料金圏のある均一料金から、より利用しやすい、料金圏のない距離別料金（500円～900円）へ平成24年1月1日から移行しました。

利用交通量は、大型車が前年同期比2.5%増、普通車は0.0%減となり、全体としては0.2%増の175.3百万台（95.8万台/日）となっております。

高速道路事業以外の事業として、5箇所の都市計画駐車場等の駐車場事業、首都高速道路上の20箇所のパーキングエリアの運営及び管理等を展開してまいりました。

この結果、当中間連結会計期間の営業収益は前年同期比3.5%減の139,844百万円となり、営業利益は前年同期比26.8%減の5,261百万円、経常利益は前年同期比25.2%減の5,439百万円、法人税等を控除した中間純利益は前年同期比30.6%減の2,920百万円となりました。セグメントごとの業績の概要は下記のとおりであります。

なお、セグメント別の売上高及び営業損益にはセグメント間取引を含んでおります。セグメント間取引の詳細については、後記「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 注記事項 (セグメント情報等)」を併せてご参照下さい。

① 高速道路事業

(営業収益)

当社グループは、首都高速道路のネットワーク整備の推進と営業路線の清掃・点検等の適正な管理を24時間365日体制で実施しており、営業路線延長は301.3kmとなっております。

料金所周辺での渋滞緩和やお客様のキャッシュレス化による利便性の向上等を図るため、従来からETCの普及に努めているところです。距離別料金移行後のETCの利用率は、現金利用のお客様のETC利用への転換が進んだことにより平成25年9月平均が91.8%となり、前年同月比0.7%増となっております。

また、お客様サービスの一層の向上のため、ドライバー向けの情報に特化したカスタマーサイトの改善、またグリーンポストやお客様満足度調査等を通じて得られたお客様の要望や意見を各種改善に反映し、サービス向上に努めてまいりました。

さらに、お客様に、より安全・快適に首都高速道路をご利用いただくため、走行環境の改善や安全対策の実施等を行ってまいりました。

このような状況の中で、営業収益のうち、料金収入は、大口・多頻度割引の適用が増加したことなどにより、前年同期比0.6%減の128,618百万円となりました。

高速道路の新設については、首都高速道路の最大の課題である渋滞を解消すべく、中央環状線の最終区間である中央環状品川線（高速3号渋谷線～高速湾岸線間9.4km）の平成26年度中の開通に向け事業推進に努めるほか、平成24年度から新たに横浜環状北西線の事業に着手するなど6路線28.3kmの整備を行ってまいりました。

また、高速道路の改築等については、出入口増設等事業として王子南出入口等の整備、構造物の長期的使用を実現するため、鋼床版の補強工事や、RC床版の補強としての炭素繊維シート補強などの予防保全対策を継続して行うとともに、舗装の打ち替え等営業中路線において必要となる構造物等の更新を行ってまいりました。

営業収益のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）への債務引渡しに伴う道路資産完成高は前年同期比50.8%減の5,788百万円となりました。

以上の結果、営業収益は前年同期比4.8%減の134,453百万円となりました。

(営業利益)

平成18年3月31日に当社が機構と締結し、平成25年3月21日付で一部変更しました「都道首都高速1号線等に関する協定」（以下「協定」といいます。）に基づく機構への賃借料の支払いや管理費用の支出等により、営業費用は前年同期比3.5%減の129,680百万円となり、営業利益は前年同期比30.2%減の4,773百万円となりました。

② 駐車場事業

(営業収益)

都市計画駐車場及び高架下等駐車場において、お客様にご利用しやすい料金の設定による定期駐車や時間貸し駐車の実業を行ってまいりました。営業収益は前年同期比4.1%増の1,395百万円となりました。

(営業利益)

主に駐車場の管理費用等の減少により、営業費用は前年同期比2.3%減の1,061百万円となり、営業利益は前年同期比31.2%増の333百万円となりました。

③ 受託事業

(営業収益)

国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施した結果、営業収益は前年同期比89.3%増の3,218百万円となりました。

(営業利益)

営業費用は前年同期比88.2%増の3,217百万円となり、営業利益は0百万円（前年同期は9百万円の営業損失）となりました。

④ その他の事業

(営業収益)

休憩所等事業として、首都高速道路上20箇所のパーキングエリアにおいて、お客様が気軽に立ち寄れる都市型パーキングエリアを目指し、より利用しやすい施設の運営を実施してまいりました。

また、高速2号目黒線高架下貸貸施設及びトランクルーム、高速埼玉大宮線与野ジャンクション付近の利便増進施設及び社宅跡地を利用した不動産貸貸施設「トリアス新百合ヶ丘」の運営及び管理並びに当社グループが長年培ってきた技術力を活かしたコンサルティング事業等を行ってまいりました。

営業収益は前年同期比17.6%増の968百万円となりました。

(営業利益)

営業費用は前年同期比13.2%増の815百万円となり、営業利益は前年同期比48.9%増の153百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前中間純利益5,439百万円に加え、非資金項目である減価償却費3,082百万円等の資金増加要因があったものの、仕掛道路資産の増加額27,270百万円等の資金減少要因があったことから、営業活動によるキャッシュ・フローは、46,238百万円の資金支出（前年同期は25,431百万円の資金支出）となりました。

なお、上記仕掛道路資産の増加額は、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第51条第2項及び第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の増加によるものであります。かかる資産は、中間連結貸借対照表上は「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上され、その建設には財務活動の結果得られた資金を充てております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

主に、料金所施設、ETC設備等の設備投資により、投資活動によるキャッシュ・フローは2,443百万円の資金支出（前年同期は2,403百万円の資金支出）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

道路建設関係長期借入れによる収入37,056百万円等による収入があった一方、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項による債務引受けによる道路建設関係長期借入金の減少額6,075百万円等があり、財務活動によるキャッシュ・フローは、28,621百万円の資金収入（前年同期は4,619百万円の資金収入）となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間における現金及び現金同等物の中間期末残高は、期首に比べ20,061百万円減少し、35,556百万円となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため、生産、受注及び販売の状況については、前記「1 業績等の概要」において各セグメントの業績に関連付けて記載しております。

3 【対処すべき課題】

平成24年度に策定した中期経営計画（中期経営計画（2012～2014）～おかげさまで50年、首都高は新たな50年のステージへ）に基づき、以下の事項に取り組んでまいります。

〔高速道路事業〕

お客様に安全で安心なサービスを提供するため、構造物の高齢化への対応として、発見した損傷の適切かつ計画的な補修による構造物損傷数の削減や予防的な対策の実施による構造物の耐久性向上を実施していきます。更に今後とも、ネットワークとしての機能を長期にわたり維持するとともに、構造物の安全性を確保するため、大規模更新等の具体化に向けた取り組みを行います。

また、大地震発生時を想定した業務継続計画（BCP）について、必要に応じた見直しなど、防災対策を一層強化します。

首都高ネットワークの整備については、中央環状線等の整備を進めるとともに、陸・海・空が一体となった交通・物流ネットワークの整備が求められている現状を踏まえ、首都圏ネットワーク拡充の一翼を担います。

交通容量不足等による渋滞対策として、より使いやすい首都高速道路を目指した渋滞対策等を推進します。

走行快適性の向上対策として、舗装補修の確実な実施やノージョイント化の推進に加え、ITS（高度道路交通システム）の新たな展開に向けて取り組んでまいります。

また、サービスをより向上させるため、お客様の声に耳を傾け、首都高グループの取組みに反映します。

〔高速道路事業以外の事業〕

首都高速道路を利用されるお客様や地域の皆様の豊かな生活を創造するため、休憩所事業における快適なPA空間の創造・演出、魅力的なサービス提供や駐車場事業におけるサービスの拡充を図ります。

また、首都高グループがこれまでの50年で積み重ねた都市高速道路に関する総合技術力を広く社会に展開するため、高齢化が進行する日本全国の道路インフラに対し、コンサルティング事業や道路保全事業を拡大するとともに、アジア諸国において、道路インフラに関する国際貢献及び国際コンサルティング事業の展開の拡大や道路建設やメンテナンス、料金収受システム、ITSの整備などへの参画を目指します。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

5 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、新たに決定又は締結した経営上の重要な契約等はありません。

6 【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動は、主に高速道路事業に係る維持管理技術に関する研究を行っております。具体的テーマとしては、①既設構造物における損傷状況の検出・計測等に関するもの、②既設構造物に現に発生している損傷の補修・補強等に関するもの、③既設構造物の過去の点検データ等の利用・活用に関するもの、④既設構造物における施工済みの補修・補強状況の評価等に関するもの、⑤既設構造物の維持管理に伴う現場作業の効率化、安全対策技術の向上等に関するもの、⑥その他、前記①～⑤の目的を達成するために必要な課題を基本として、各年度ごとに、グループ間で協議の上、業務上の必要性、コスト縮減及び業務効率化につながるものという視点で具体的研究内容を決定の上、実施しております。

また、他企業・大学等との共同研究開発活動としまして、①都市内での既設構造物の更新技術に関するもの、②道路作業用発煙筒技術に関するもの、③有機系太陽電池の適用性に関するもの、前記①～③の目的を達成するために必要な課題を基本として、概ね2年の共同研究期間にて、今後の維持管理費用を大幅に抑制すべく共同研究を実施しております。

以上により、当中間連結会計期間の研究開発活動に係る費用の総額は、10百万円となりました。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、半期報告書提出日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について

① 高速道路事業の特性について

高速道路事業については、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）及び機構法の規定により機構と平成18年3月31日付で締結した協定並びに特措法の規定による同日付事業許可に基づき、機構から道路資産を借受けた上、道路利用者より料金を収受し、かかる料金収入から機構への賃借料及び当社が負担する管理費用の支払いに充てております。

かかる協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社の収受する料金には当社の利潤を含めないことが前提とされております。なお、各会計年度においては、料金収入や管理費用等の実績と当初計画との乖離等により利益又は損失が生じる場合があり、かかる利益は、高速道路事業における将来の経済情勢の変動等による想定外の収入の減少や管理費の増大に備え、内部留保することとしております。

また、高速道路事業においては、交通量の季節的な変動により上半期が下半期よりも収入が大きく、他方、補修工事等の完成が下半期に多いことから管理費については下半期が上半期よりも大きくなる傾向にあります。

② 機構による債務引受け等について

既述のとおり、当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところであります。機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を原則として弁済期日が到来する順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは重畳的債務引受けの方法によること等、債務引受けの実際の運用について確認しております。

なお、高速道路に係る道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引き受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の連結財務諸表ないし財務諸表に計上されないこととなりますが、当該債務について、当社は引き続き機構と連帯してその弁済の責めを負うこととされており、かかる債務の履行に関する主たる取り扱い機構が行うこととなります。

また、首都高速道路公団（以下「首都公団」といいます。）の民営化に伴い当社及び機構が承継した首都公団の債務の一部について、当社と機構との間に、連帯債務関係が生じております（日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）（以下「民営化関係法施行法」といいます。）第16条）。

(2) 重要な会計方針及び見積もり

当社グループの中間連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。かかる中間連結財務諸表の作成に際しては、中間連結決算日における資産、負債及び中間連結会計期間における収益、費用の金額並びに開示に影響を与える事項についての見積もりを行う必要があります。

当該見積もりについては、過去の実績や現在の状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に基づき合理的に判断を行い、継続して評価を行っておりますが、見積もり特有の不確実性が存在するため、実際の結果はこれら見積もりと異なる場合があります。

当社グループの中間連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、後記「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 注記事項 (中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載しておりますが、特に以下の会計方針が、当社グループの中間連結財務諸表においては重要であると考えております。

① 仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社中間連結財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、かかる資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費、人件費のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額となります。なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは上記建設価額に算入しております。

なお、上記「(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について

② 機構による債務引受け等について」に記載のとおり、かかる資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき道路資産として機構に帰属すると同時に、協定に基づき当社が機構から借り受けることとなりますが、かかる借受けについてはオペレーティング・リースとして処理し、借受けに係る資産及び負債は当社グループの連結財務諸表には計上されないこととなります。

② 完成工事高の計上基準

道路資産完成高の計上については、工事完成基準によっております。

工事に係る受託業務収入の計上については、当中間連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。なお、平成21年3月31日以前に着手した工事は工事完成基準を適用しております。

③ 退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び期待運用収益率等が含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

(3) 経営成績の分析

① 営業収益

当中間連結会計期間の営業収益は、合計で前年同期比3.5%減の139,844百万円となりました。

高速道路事業については、前年同期比4.8%減の134,453百万円となりました。また、機構への債務引渡しに伴う道路資産完成高は、前年同期比50.8%減の5,788百万円となりました。

駐車場事業については、前年同期比4.1%増の1,395百万円となりました。

受託事業については、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施したことにより、前年同期比89.3%増の3,218百万円となりました。

その他の事業については、前年同期比17.6%増の968百万円となりました。

② 営業利益

当中間連結会計期間の営業費用は、合計で前年同期比2.3%減の134,582百万円となりました。

高速道路事業については、協定に基づく機構への賃借料の支払いや管理費用の支出等により前年同期比3.5%減の129,680百万円となりました。

駐車場事業については、主に駐車場の管理費用の支出等により前年同期比2.3%減の1,061百万円、受託事業については、前年同期比88.2%増の3,217百万円、その他の事業については、前年同期比13.2%増の815百万円となりました。

以上により、当中間連結会計期間における営業利益は、合計で前年同期比26.8%減の5,261百万円となりました。その内訳は、高速道路事業が4,773百万円、駐車場事業が333百万円、受託事業が0百万円、その他の事業が153百万円の営業利益となっております。

なお、セグメント別の営業収益、営業費用及び営業損益にはセグメント間取引を含んでおります。セグメント間取引の詳細については、後記「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 注記事項 (セグメント情報等)」を併せてご参照下さい。

③ 営業外損益

当中間連結会計期間の営業外収益は、負ののれん発生益83百万円等により前年同期比41.9%増の257百万円、営業外費用は、支払利息54百万円等により前年同期比17.1%減の79百万円となりました。

④ 経常利益

以上の結果、当中間連結会計期間の経常利益は前年同期比25.2%減の5,439百万円となりました。

⑤ 中間純利益

法人税等を控除した中間純利益は前年同期比30.6%減の2,920百万円となりました。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況については、前記「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであり、必要とする資金の調達は、高速道路料金の徴収等の営業活動のほか、機構及び金融機関からの長期借入れを通じて実施いたしました。

当社グループの今後の資金需要として主なものは、協定に基づく機構への賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる道路資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金であり、かかる資産及び設備の概要については後記「第3 設備の状況」に記載しております。

第3【設備の状況】

当社の行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の連結財務諸表及び財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が首都公団から承継した道路資産と併せ、協定に基づき当社が機構から借り受けます（以下、本「第3 設備の状況」において、かかる機構から当社が借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます。）。借受道路資産は、当社の資産としては計上されておりません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は当社の設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

1【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

(1) 主要な設備の状況

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等の計画について、重要な変更はありません。また、当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

2【道路資産】

(1) 道路資産の建設の概要

当社グループは、当中間連結会計期間において、都道首都高速1号線等の新設、改築及び修繕等を通じ総額35,130百万円の仕掛道路資産の建設を行いました。

また、当中間連結会計期間において、特措法第51条の規定による工事完了に伴い機構に道路資産の引渡しを行ったことから、当社は道路資産完成高5,788百万円を計上しており、その内訳は下表のとおりであります。なお、これに伴う仕掛道路資産当期減少額は5,788百万円であります。

路線・区間等		帰属時期 (注) 1	道路資産完成高 (百万円) (注) 2
都道首都高速1号線等	修繕	平成25年6月	5,788
		平成25年9月	
合計		—	5,788

(注) 1. 仕掛道路資産が機構に帰属し借受道路資産となった時期を記載しております。

2. 道路資産完成高には、消費税等は含まれておりません。

(2) 主要な道路資産の状況

当中間連結会計期間において、主要な道路資産に重要な異動はありません。

(3) 道路資産の建設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、都道首都高速目黒板橋線及び都道首都高速品川目黒線の建設完了予定につき、平成25年5月23日付で特措法第3条第9項の規定に基づき国土交通大臣あて届出を行い、平成26年3月から平成27年3月に変更しております。

なお、上記建設完了予定の変更を除き、前連結会計年度末現在の道路資産に係る重要な建設計画について、変更はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	108,000,000
計	108,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (平成25年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成25年12月20日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	27,000,000	27,000,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	27,000,000	27,000,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年4月1日～ 平成25年9月30日	—	27,000,000	—	13,500	—	13,500

(6) 【大株主の状況】

平成25年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
国土交通大臣	東京都千代田区霞が関二丁目1番3号	13,499,997	49.99
東京都	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号	7,215,618	26.72
神奈川県	横浜市中区日本大通1	2,236,443	8.28
埼玉県	さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号	1,593,702	5.90
横浜市	横浜市中区港町一丁目1番	1,203,121	4.45
川崎市	川崎市川崎区宮本町1番地	1,033,322	3.82
千葉県	千葉市中央区市場町1番1号	217,797	0.80
計	—	27,000,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 26,999,700	269,997	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 300	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	27,000,000	—	—
総株主の議決権	—	269,997	—

② 【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、本半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
代表取締役	—	取締役	—	宮田 年耕	平成25年10月 1 日

第5【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年6月1日国土交通省令第65号）により作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】
 (1) 【中間連結財務諸表】
 ① 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	11,998	35,926
高速道路事業営業未収入金	24,153	22,436
未収入金	2,485	1,279
短期貸付金	43,989	—
たな卸資産		
仕掛道路資産	326,725	354,883
貯蔵品	557	570
その他のたな卸資産	46	95
受託業務前払金	32,691	33,585
前払金	2,058	3,486
繰延税金資産	1,113	1,071
その他	738	2,400
貸倒引当金	△258	△252
流動資産合計	446,299	455,482
固定資産		
有形固定資産		
建物		
減価償却累計額	△5,013	△5,219
建物（純額）	8,956	8,972
構築物		
減価償却累計額	△6,968	△7,509
構築物（純額）	18,986	18,974
機械及び装置		
減価償却累計額	△17,591	△19,273
機械及び装置（純額）	27,815	26,658
車両運搬具		
減価償却累計額	△1,842	△2,030
車両運搬具（純額）	1,151	1,048
工具、器具及び備品		
減価償却累計額	△1,067	△1,186
工具、器具及び備品（純額）	888	838
土地		
リース資産	286	317
減価償却累計額	△97	△133
リース資産（純額）	189	183
建設仮勘定	1,354	1,327
有形固定資産合計	67,135	65,798
無形固定資産		
リース資産	66	51
その他	858	834
無形固定資産合計	925	885

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
投資その他の資産		
投資有価証券	150	150
敷金	1,079	1,105
繰延税金資産	431	392
その他	481	459
投資その他の資産合計	2,142	2,107
固定資産合計	70,203	68,791
資産合計	※1, ※2 516,503	※1, ※2 524,274
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	35,781	17,732
1年以内返済予定長期借入金	65,508	8,119
リース債務	104	113
未払金	13,504	4,556
未払法人税等	1,218	2,594
預り金	400	279
受託業務前受金	34,667	36,318
前受金	692	604
賞与引当金	1,382	1,561
回数券払戻引当金	23	22
その他	3,489	3,347
流動負債合計	156,775	75,252
固定負債		
道路建設関係社債	※1, ※3 183,061	※1 183,085
道路建設関係長期借入金	※3 91,793	※3 179,013
その他の長期借入金	6,656	5,587
リース債務	167	137
退職給付引当金	35,154	35,562
役員退職慰労引当金	140	117
その他	341	357
固定負債合計	317,313	403,859
負債合計	474,089	479,112
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,500	13,500
資本剰余金	13,500	13,500
利益剰余金	14,865	17,785
株主資本合計	41,865	44,785
少数株主持分	548	376
純資産合計	42,413	45,162
負債・純資産合計	516,503	524,274

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
営業収益	144,871	139,844
営業費用		
道路資産賃借料	95,971	96,840
高速道路等事業管理費及び売上原価	37,823	33,812
販売費及び一般管理費	※1 3,889	※1 3,930
営業費用合計	137,684	134,582
営業利益	7,187	5,261
営業外収益		
受取利息	8	5
土地物件貸付料	37	36
固定資産受贈益	0	47
移転補償金	43	—
負ののれん発生益	—	83
その他	91	83
営業外収益合計	181	257
営業外費用		
支払利息	85	54
固定資産売却損	—	12
その他	10	12
営業外費用合計	96	79
経常利益	7,272	5,439
税金等調整前中間純利益	7,272	5,439
法人税、住民税及び事業税	2,802	2,441
法人税等調整額	229	81
法人税等合計	3,031	2,522
少数株主損益調整前中間純利益	4,240	2,916
少数株主利益又は少数株主損失(△)	29	△3
中間純利益	4,211	2,920

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	4,240	2,916
中間包括利益	4,240	2,916
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	4,211	2,920
少数株主に係る中間包括利益	29	△3

③【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	13,500	13,500
当中間期末残高	13,500	13,500
資本剰余金		
当期首残高	13,500	13,500
当中間期末残高	13,500	13,500
利益剰余金		
当期首残高	11,431	14,865
当中間期変動額		
中間純利益	4,211	2,920
当中間期変動額合計	4,211	2,920
当中間期末残高	15,642	17,785
株主資本合計		
当期首残高	38,431	41,865
当中間期変動額		
中間純利益	4,211	2,920
当中間期変動額合計	4,211	2,920
当中間期末残高	42,642	44,785
少数株主持分		
当期首残高	524	548
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	22	△172
当中間期変動額合計	22	△172
当中間期末残高	546	376
純資産合計		
当期首残高	38,956	42,413
当中間期変動額		
中間純利益	4,211	2,920
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	22	△172
当中間期変動額合計	4,233	2,748
当中間期末残高	43,189	45,162

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	7,272	5,439
減価償却費	3,127	3,082
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	507	408
賞与引当金の増減額 (△は減少)	189	179
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	14	△6
回数券払戻引当金の増減額 (△は減少)	△48	△1
料金徴収施設撤去引当金の増減額 (△は減少)	△8	—
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△13	△22
受取利息	△8	△5
支払利息	85	54
固定資産除却損	465	200
売上債権の増減額 (△は増加)	1,635	2,956
未収消費税等の増減額 (△は増加)	203	△937
仕掛道路資産の増減額 (△は増加)	※2 △21,086	※2 △27,270
貯蔵品の増減額 (△は増加)	△358	△12
受託業務前払金の増減額 (△は増加)	△1,150	△893
前払金の増減額 (△は増加)	△1,199	△1,427
仕入債務の増減額 (△は減少)	△13,327	△23,548
未払消費税等の増減額 (△は減少)	9	△3,288
受託業務前受金の増減額 (△は減少)	2,451	1,650
前受金の増減額 (△は減少)	△10	△88
負ののれん発生益	—	△83
その他	△147	△344
小計	△21,396	△43,960
利息の受取額	9	6
利息の支払額	△1,235	△975
法人税等の支払額	△2,808	△1,308
営業活動によるキャッシュ・フロー	※2 △25,431	※2 △46,238
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△1,982	△2,249
有形固定資産の売却による収入	1	2
その他	△421	△196
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,403	△2,443

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
道路建設関係長期借入れによる収入	19,842	37,056
長期借入金の返済による支出	△2,948	△2,218
道路建設関係長期借入金の増減額 (△は減少)	※2 △12,216	※2 △6,075
子会社の自己株式の取得による支出	—	△85
少数株主への配当金の支払額	△7	—
その他	△50	△55
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,619	28,621
現金及び現金同等物に係る換算差額	△0	△0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△23,215	△20,061
現金及び現金同等物の期首残高	49,212	55,617
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 25,997	※1 35,556

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 15社

連結子会社の名称

首都高トールサービス西東京(株)
首都高トールサービス東東京(株)
首都高トールサービス神奈川(株)
首都高パトロール(株)
首都高カー・サポート(株)
首都高技術(株)
首都高メンテナンス西東京(株)
首都高メンテナンス東東京(株)
首都高メンテナンス神奈川(株)
首都高電気メンテナンス(株)
首都高E T Cメンテナンス(株)
首都高機械メンテナンス(株)
首都高速道路サービス(株)
首都高保険サポート(株)
首都高パートナーズ(株)

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 0社

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は、9月30日であり、中間連結決算日と同一であります。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

(時価のないもの)

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

(a) 仕掛道路資産

個別法による原価法を採用しております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に、高速道路事業において発生した労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用その他道路資産の取得に伴い発生した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

(b) 貯蔵品

主に先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

主として定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2年～51年

構築物 2年～45年

機械及び装置 2年～17年

なお、当社が首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数を採用しております。

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ③ リース資産
- (a) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
- (b) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当中間連結会計期間負担額を計上しております。
- ③ 回数券払戻引当金
利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績に基づき算出した将来の払戻見込額を計上しております。
- ④ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、主として当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
- ⑤ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間連結会計期間末要支給額を計上しております。
- (4) 重要な収益及び費用の計上基準
- ① 道路資産完成高
工事完成基準を適用しております。
- ② 工事に係る受託業務収入
当中間連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
なお、平成21年3月31日以前に着手した工事は工事完成基準を適用しております。
- (5) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する短期投資からなっております。
- (6) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(表示方法の変更)

(中間連結損益計算書)

前中間連結会計期間において「営業外収益」の「その他」に含めておりました「固定資産受贈益」は、当中間連結会計期間において営業外収益の総額の100分の10を超えたため、独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結損益計算書において「営業外収益」の「その他」に表示していた91百万円は、「固定資産受贈益」0百万円及び「その他」91百万円として組み替えております。

(追加情報)

1. 中間連結会計期間における変動貸付料の適用

当社は、中間連結会計期間に係る道路資産賃借料（以下「賃借料」といいます。）について、従来、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構との間に中間連結会計期間における賃借料の定めがなく、「都道首都高速道路1号線等に関する協定」（以下「協定」といいます。）第9条第2項に基づく毎連結会計年度の賃借料を1ヶ月ごとに分割して支払う4月から9月までに係る金額を計上しておりましたが、平成25年3月18日付け国土交通省道路局総務課長通達「高速道路株式会社の中間決算における変動貸付料の取扱いについて」を受け、平成25年3月29日付けで「道路資産の貸付料の上期の取扱いに関する覚書」（以下「覚書」といいます。）を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と締結したことに伴い、当中間連結会計期間から変動貸付料制（注）に基づく額を賃借料として計上することとなりました。

これによる当中間連結会計期間の損益に与える影響はありません。

(注) 賃借料については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構との協定に係る毎連結会計年度の料金収入の金額（以下「実績収入」といいます。）が、あらかじめ協定において定められている計画収入（以下「計画収入」といいます。）に計画収入の1%に相当する金額を加えた金額（以下「加算基準額」といいます。）を超えた場合には、協定に定める賃借料の金額に実績収入から加算基準額を減じた金額を加えた金額に修正され、また、計画収入から、計画収入の1%に相当する金額を減じた金額（以下「減算基準額」といいます。）を下回った場合には、協定に定める賃借料の金額から、減算基準額から実績収入を減じた金額を減じた金額に修正されるものとされており、これを変動貸付料制といいます。

中間連結会計期間に係る賃借料については、覚書において定められた方法により算定した、中間連結会計期間の計画収入に基づき、連結会計年度と同様の方法で決定されます。

2. 返済計画の変更

当社は、都道首都高速目黒板橋線及び都道首都高速品川目黒線の工事の完成予定年月日を平成26年3月31日から平成27年3月31日に変更する旨、平成25年5月23日付で、道路整備特別措置法第3条第9項の規定に基づき国土交通大臣あて届出をいたしました。

この届出により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構との無利子貸付金返済計画書を変更したため、「1年以内返済予定長期借入金」が57,567百万円減少し、「道路建設関係長期借入金」が57,567百万円増加しております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債の一般担保に供しております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
道路建設関係社債	183,061百万円	183,085百万円

※2 偶発債務

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した道路債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

なお、当該債券について、当社の総財産を一般担保に供しております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構	628,550百万円	573,550百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

なお、当該債務のうち、社債に係る債務105,000百万円(額面)(前連結会計年度125,000百万円)について、当社の総財産を一般担保に供しております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構	373,586百万円	359,661百万円

※3 重畳的債務引受け

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、減少した債務は次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
道路建設関係社債の減少額	89,971百万円	一百万円
道路建設関係長期借入金の 減少額	63,978	6,075

なお、道路建設関係長期借入金の減少額のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を返済することにより引受けがなされた額は次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
道路建設関係長期借入金	31,986百万円	一百万円

※4 有形固定資産の取得原価から控除された工事負担金累計額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
工事負担金累計額	21百万円	21百万円

5 当座貸越契約

当社及び一部の連結子会社においては運転資金の効率的な調達を行うため下記の銀行と当座貸越契約を締結しております。

当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
当座貸越極度額		
(株)みずほ銀行	700百万円	9,000百万円
(株)みずほコーポレート銀行	8,300	—
(株)三菱東京UFJ銀行	6,500	6,500
(株)三井住友銀行	4,000	4,000
(株)横浜銀行	4,000	4,000
借入実行残高	—	—
差引額	23,500	23,500

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費の主なもの

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
給料手当	1,089百万円	1,133百万円
退職給付費用	625	659
業務委託費	404	486
賃借料	474	480
賞与引当金繰入額	242	239

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	27,000	—	—	27,000
合計	27,000	—	—	27,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	27,000	—	—	27,000
合計	27,000	—	—	27,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
現金及び預金勘定	12,370百万円	35,926百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期 預金	△370	△370
短期貸付金勘定	13,997	—
現金及び現金同等物	25,997	35,556

※2 前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

財務活動によるキャッシュ・フローの「道路建設関係長期借入金の増減額 (△は減少)」△12,216百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受額を記載しております。また、これに伴い上記債務引受額と同額を営業キャッシュ・フローに記載しており、主な内訳として道路整備特別措置法第51条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属した仕掛道路資産11,757百万円が「仕掛道路資産の増減額 (△は増加)」△21,086百万円に含まれております。

当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

財務活動によるキャッシュ・フローの「道路建設関係長期借入金の増減額 (△は減少)」△6,075百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受額を記載しております。また、これに伴い上記債務引受額と同額を営業キャッシュ・フローに記載しており、主な内訳として道路整備特別措置法第51条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属した仕掛道路資産5,788百万円が「仕掛道路資産の増減額 (△は増加)」△27,270百万円に含まれております。

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

料金收受機研修用シミュレーター（無形固定資産）であります。

② リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載しております。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(a) 有形固定資産

標識車、高所作業車（車両運搬具）及び事務用機器（工具、器具及び備品）であります。

(b) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載しております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料
道路資産の未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年 3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年 9月30日)
1年内	193,684	203,039
1年超	8,669,055	8,562,860
合計	8,862,740	8,765,900

道路資産以外の未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年 3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年 9月30日)
1年内	72	55
1年超	106	87
合計	179	143

- (注) 1. 道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。
2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されることとなっております。

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末（期末）残高相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
車両運搬具	12	10	1
合計	12	10	1

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間期末残高相当額
車両運搬具	12	11	1
合計	12	11	1

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末（期末）残高が有形固定資産の中間期末（期末）残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料中間期末（期末）残高相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
未経過リース料中間期末（期末）残高相当額		
1年内	1	1
1年超	0	—
合計	1	1

(注) 未経過リース料中間期末（期末）残高相当額は、未経過リース料中間期末（期末）残高が有形固定資産の中間期末（期末）残高等に占める割合が低いため支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
支払リース料	17	0
減価償却費相当額	17	0

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注）2．参照）。

前連結会計年度（平成25年3月31日）

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	11,998	11,998	—
(2) 高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金 (*)	24,153 △258		
	23,894	23,894	—
(3) 短期貸付金	43,989	43,989	—
資産計	79,882	79,882	—
(1) 高速道路事業営業未払金	35,781	35,781	—
(2) 道路建設関係社債	183,061	188,908	5,846
(3) 道路建設関係長期借入金	152,864	152,862	△1
(4) その他の長期借入金	11,093	11,129	35
負債計	382,800	388,680	5,880

(*) 高速道路事業営業未収入金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

当中間連結会計期間（平成25年9月30日）

(単位：百万円)

	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	35,926	35,926	—
(2) 高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金 (*)	22,436 △252		
	22,184	22,184	—
資産計	58,110	58,110	—
(1) 高速道路事業営業未払金	17,732	17,732	—
(2) 道路建設関係社債	183,085	187,834	4,749
(3) 道路建設関係長期借入金	183,845	183,809	△35
(4) その他の長期借入金	8,874	8,885	10
負債計	393,537	398,262	4,724

(*) 高速道路事業営業未収入金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 高速道路事業営業未収入金

高速道路事業営業未収入金については、すべて短期であり、回収可能見込額を反映して時価を算定しております。

(3) 短期貸付金

短期貸付金はすべて当社の現先取引によるものです。この取引による担保受入金融資産（債券）の期末時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、時価は当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 高速道路事業営業未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 道路建設関係社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。

(3) 道路建設関係長期借入金及び(4) その他の長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により時価を算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
非上場株式	150	150

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることが不可能であることから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注) 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(有価証券関係)

前連結会計年度（平成25年3月31日）

その他有価証券

非上場株式（連結貸借対照表計上額150百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることが不可能であることから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、連結決算日における連結貸借対照表計上額と取得原価との差額について記載しておりません。

当中間連結会計期間（平成25年9月30日）

その他有価証券

非上場株式（中間連結貸借対照表計上額150百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることが不可能であることから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、中間連結決算日における中間連結貸借対照表計上額と取得原価との差額について記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会又は経営会議において、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社及び連結子会社は、主に「高速道路事業」、「駐車場事業」及び「受託事業」を行っており、これら3事業を報告セグメントとしております。

高速道路事業においては、首都圏の1都3県（3政令指定都市を含む。）において、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行っております。

駐車場事業においては、都市計画駐車場事業及び高架下等駐車場事業を行っております。

受託事業においては、当社における高速道路事業と併せて施行することとされた他の道路の新設、改築、維持、修繕等を国、地方公共団体等の委託に基づき実施しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部売上高及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間連結 財務諸表 計上額
	高速道路 事業	駐車場 事業	受託 事業	計				
売上高								
外部顧客への 売上高	141,182	1,337	1,700	144,220	651	144,871	—	144,871
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	2	3	—	5	172	177	△177	—
計	141,184	1,340	1,700	144,225	823	145,049	△177	144,871
セグメント利益 又は損失(△)	6,838	254	△9	7,084	102	7,187	—	7,187
セグメント資産	455,116	3,348	49,336	507,800	2,269	510,070	44,129	554,199
その他の項目								
減価償却費	2,572	209	—	2,781	64	2,846	281	3,127
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額	1,599	44	—	1,644	73	1,717	143	1,861

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、休憩所等事業及び高架下貸貸施設事業等を含んでおります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) 売上高の調整額△177百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額44,129百万円は、全社資産であり、その主なものは余資運用資金（短期貸付金）13,997百万円及び現金及び預金12,370百万円であります。

(3) 減価償却費の調整額281百万円は、各事業共用の固定資産にかかる減価償却費であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額143百万円は、各事業共用の固定資産への設備投資額であります。

当中間連結会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間連結 財務諸表 計上額
	高速道路 事業	駐車場 事業	受託 事業	計				
売上高								
外部顧客への 売上高	134,451	1,391	3,218	139,061	783	139,844	—	139,844
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	2	3	—	5	185	190	△190	—
計	134,453	1,395	3,218	139,066	968	140,035	△190	139,844
セグメント利益	4,773	333	0	5,108	153	5,261	—	5,261
セグメント資産	430,334	3,234	33,585	467,154	2,184	469,339	54,935	524,274
その他の項目								
減価償却費	2,604	147	—	2,752	59	2,812	270	3,082
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額	1,392	133	—	1,525	25	1,551	298	1,850

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、休憩所等事業及び高架下賃貸施設事業等を含んでおります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) 売上高の調整額△190百万円は、セグメント間取引消去であります。
- (2) セグメント資産の調整額54,935百万円は、全社資産であり、その主なものは現金及び預金35,926百万円及び各事業共用の固定資産12,301百万円であります。
- (3) 減価償却費の調整額270百万円は、各事業共用の固定資産にかかる減価償却費であります。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額298百万円は、各事業共用の固定資産への設備投資額であります。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

本邦以外の外部顧客への売上高及び本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高で、中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高で、中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

当社の連結子会社が、少数株主から発行済株式を自己株式として取得したことに伴い、83百万円の負ののれん発生益を計上しております。これは、追加取得した株式の取得原価が、当該追加取得に伴う少数株主持分の減少額を下回ったことによるものであります。

なお、当該負ののれん発生益は営業外収益であるため、報告セグメントごとの利益には含まれておりません。

(1株当たり情報)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	155.97円	108.16円
(算定上の基礎)		
中間純利益金額(百万円)	4,211	2,920
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る中間純利益金額(百万円)	4,211	2,920
普通株式の期中平均株式数(千株)	27,000	27,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
1株当たり純資産額	1,550.56円	1,658.72円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(百万円)	42,413	45,162
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	548	376
(うち少数株主持分)(百万円)	(548)	(376)
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額 (百万円)	41,865	44,785
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間 期末(期末)の普通株式の数(千株)	27,000	27,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

多額な資金の借入

当社は、平成25年3月21日開催の取締役会の決議(借入金(長期)2,236億円以内)に基づき、平成25年12月20日に以下の条件で借入の契約を締結しております。

区分	金融機関からの借入
借入先の名称	株式会社青森銀行他29金融機関
借入金額	金300億円
返済方法	満期一括
借入実行日	平成25年12月25日
返済期限	平成30年12月25日
担保	無担保
資金の使途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業の資金に 充当
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受

2 【中間財務諸表等】
 (1) 【中間財務諸表】
 ① 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,482	27,856
高速道路事業営業未収入金	24,153	22,436
未収入金	2,391	1,156
短期貸付金	44,171	181
たな卸資産		
仕掛道路資産	327,013	354,649
貯蔵品	367	374
受託業務前払金	32,709	33,606
前払金	978	778
前払費用	189	647
繰延税金資産	510	494
その他	283	※7 1,414
貸倒引当金	△258	△252
流動資産合計	437,994	443,342
固定資産		
高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
建物	1,191	1,173
減価償却累計額	△361	△382
建物(純額)	830	791
構築物	※4 24,390	※4 24,915
減価償却累計額	△6,077	△6,568
構築物(純額)	18,312	18,346
機械及び装置	45,609	46,082
減価償却累計額	△17,557	△19,235
機械及び装置(純額)	28,052	26,847
車両運搬具	1,137	1,137
減価償却累計額	△896	△943
車両運搬具(純額)	241	193
工具、器具及び備品	667	669
減価償却累計額	△272	△317
工具、器具及び備品(純額)	394	351
土地	268	268
建設仮勘定	1,026	980
有形固定資産合計	49,126	47,780
無形固定資産	394	332
高速道路事業固定資産合計	49,520	48,112

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
関連事業固定資産		
有形固定資産		
建物	5,345	5,438
減価償却累計額	△2,484	△2,528
建物（純額）	2,861	2,909
構築物	40	41
減価償却累計額	△9	△11
構築物（純額）	30	30
機械及び装置	4	4
減価償却累計額	△1	△1
機械及び装置（純額）	3	2
工具、器具及び備品	310	310
減価償却累計額	△212	△237
工具、器具及び備品（純額）	98	73
土地	670	670
建設仮勘定	32	9
有形固定資産合計	3,696	3,696
無形固定資産	3	3
関連事業固定資産合計	※6 3,699	※6 3,699
各事業共用固定資産		
有形固定資産		
建物	5,874	5,945
減価償却累計額	△1,716	△1,816
建物（純額）	4,158	4,128
構築物	28	28
減価償却累計額	△21	△22
構築物（純額）	6	6
機械及び装置	16	16
減価償却累計額	△7	△8
機械及び装置（純額）	9	8
車両運搬具	157	157
減価償却累計額	△79	△91
車両運搬具（純額）	77	65
工具、器具及び備品	344	375
減価償却累計額	△169	△187
工具、器具及び備品（純額）	174	187
土地	6,843	6,843
リース資産	186	186
減価償却累計額	△75	△98
リース資産（純額）	111	88
建設仮勘定	272	271
有形固定資産合計	11,654	11,599
無形固定資産		
ソフトウェア	325	374

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
その他	15	14
無形固定資産合計	341	388
各事業共用固定資産合計	11,995	11,988
その他の固定資産		
有形固定資産		
土地	0	0
有形固定資産合計	0	0
その他の固定資産合計	0	0
投資その他の資産		
関係会社株式	1,114	1,114
投資有価証券	120	120
敷金	843	789
繰延税金資産	74	32
その他の投資等	263	211
投資その他の資産合計	2,415	2,267
固定資産合計	67,630	66,068
資産合計	※1, ※2 505,624	※1, ※2 509,411
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	44,782	18,985
1年以内返済予定長期借入金	65,404	8,015
リース債務	54	54
未払金	7,683	1,723
未払費用	141	152
未払法人税等	434	2,195
預り金	209	189
受託業務前受金	34,667	36,318
前受金	692	607
前受収益	252	247
賞与引当金	807	854
回数券払戻引当金	23	22
その他	761	940
流動負債合計	155,916	70,307
固定負債		
道路建設関係社債	※1, ※3 183,061	※1 183,085
道路建設関係長期借入金	※3 91,793	※3 179,013
その他の長期借入金	6,500	5,483
リース債務	83	56
退職給付引当金	33,522	33,800
役員退職慰労引当金	12	9
固定負債合計	314,973	401,448
負債合計	470,889	471,755

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,500	13,500
資本剰余金		
資本準備金	13,500	13,500
資本剰余金合計	13,500	13,500
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	5,057	6,595
繰越利益剰余金	2,677	4,059
利益剰余金合計	7,734	10,655
株主資本合計	34,734	37,655
純資産合計	34,734	37,655
負債・純資産合計	505,624	509,411

②【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
高速道路事業営業損益		
営業収益		
料金収入	129,363	128,618
道路資産完成高	11,757	5,788
その他の売上高	6	4
営業収益合計	141,128	134,412
営業費用		
道路資産賃借料	95,971	96,840
道路資産完成原価	11,757	5,788
管理費用	27,096	27,304
営業費用合計	134,825	129,933
高速道路事業営業利益	6,302	4,478
関連事業営業損益		
営業収益		
駐車場事業収入	881	718
休憩所等事業収入	100	220
高架下事業収入	37	43
受託業務事業収入	1,692	3,212
営業収益合計	2,712	4,195
営業費用		
駐車場事業費	787	643
休憩所等事業費	75	161
高架下事業費	34	34
受託業務事業費	1,710	3,233
営業費用合計	2,609	4,071
関連事業営業利益	※1 103	※1 123
全事業営業利益	6,405	4,602
営業外収益		
受取利息	7	4
受取配当金	193	418
雑収入	96	68
営業外収益合計	298	492
営業外費用		
支払利息	82	52
雑損失	4	22
営業外費用合計	87	74
経常利益	6,616	5,019
税引前中間純利益	6,616	5,019
法人税、住民税及び事業税	2,442	2,041
法人税等調整額	229	57
法人税等合計	2,671	2,099
中間純利益	3,944	2,920

③【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	13,500	13,500
当中間期末残高	13,500	13,500
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	13,500	13,500
当中間期末残高	13,500	13,500
資本剰余金合計		
当期首残高	13,500	13,500
当中間期末残高	13,500	13,500
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	4,243	5,057
当中間期変動額		
別途積立金の積立	813	1,538
当中間期変動額合計	813	1,538
当中間期末残高	5,057	6,595
繰越利益剰余金		
当期首残高	1,797	2,677
当中間期変動額		
別途積立金の積立	△813	△1,538
中間純利益	3,944	2,920
当中間期変動額合計	3,130	1,382
当中間期末残高	4,928	4,059
利益剰余金合計		
当期首残高	6,040	7,734
当中間期変動額		
別途積立金の積立	—	—
中間純利益	3,944	2,920
当中間期変動額合計	3,944	2,920
当中間期末残高	9,985	10,655
株主資本合計		
当期首残高	33,040	34,734
当中間期変動額		
中間純利益	3,944	2,920
当中間期変動額合計	3,944	2,920
当中間期末残高	36,985	37,655
純資産合計		
当期首残高	33,040	34,734
当中間期変動額		
中間純利益	3,944	2,920
当中間期変動額合計	3,944	2,920
当中間期末残高	36,985	37,655

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- ① 子会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
- ② その他有価証券
(時価のないもの)
移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産

① 仕掛道路資産

個別法による原価法を採用しております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に、高速道路事業において発生した労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用その他道路資産の取得に伴い発生した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

② 貯蔵品

主に先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～50年

構築物 2～45年

機械及び装置 3～17年

なお、首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当中間会計期間負担額を計上しております。

(3) 回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績に基づき算出した将来の払戻見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 道路資産完成高

工事完成基準を適用しております。

(2) 工事に係る受託業務収入

当中間会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。なお、平成21年3月31日以前に着手した工事は工事完成基準を適用しております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

1. 中間会計期間における変動貸付料の適用

当社は、中間会計期間に係る道路資産賃借料（以下「賃借料」といいます。）について、従来、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構との間に中間会計期間における賃借料の定めがなく、「都道首都高速道路1号線等に関する協定」（以下「協定」といいます。）第9条第2項に基づく毎事業年度の賃借料を1ヶ月ごとに分割して支払う4月から9月までに係る金額を計上しておりましたが、平成25年3月18日付け国土交通省道路局総務課長通達「高速道路株式会社の中間決算における変動貸付料の取扱いについて」を受け、平成25年3月29日付けで「道路資産の貸付料の上期の取扱いに関する覚書」（以下「覚書」といいます。）を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と締結したことに伴い、当中間会計期間から変動貸付料制（注）に基づく額を賃借料として計上することとなりました。

これによる当中間会計期間の損益に与える影響はありません。

(注) 賃借料については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構との協定に係る毎事業年度の料金収入の金額（以下「実績収入」といいます。）が、あらかじめ協定において定められている計画収入（以下「計画収入」といいます。）に計画収入の1%に相当する金額を加えた金額（以下「加算基準額」といいます。）を超えた場合には、協定に定める賃借料の金額に実績収入から加算基準額を減じた金額を加えた金額に修正され、また、計画収入から、計画収入の1%に相当する金額を減じた金額（以下「減算基準額」といいます。）を下回った場合には、協定に定める賃借料の金額から、減算基準額から実績収入を減じた金額を減じた金額に修正されるものとされており、これを変動貸付料制といえます。

中間会計期間に係る賃借料については、覚書において定められた方法により算定した中間会計期間の計画収入に基づき、事業年度と同様の方法で決定されます。

2. 返済計画の変更

当社は、都道首都高速目黒板橋線及び都道首都高速品川目黒線の工事の完成予定年月日を平成26年3月31日から平成27年3月31日に変更する旨、平成25年5月23日付で、道路整備特別措置法第3条第9項の規定に基づき国土交通大臣あて届出をいたしました。

この届出により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構との無利子貸付金返済計画書を変更したため、「1年以内返済予定長期借入金」が57,567百万円減少し、「道路建設関係長期借入金」が57,567百万円増加しております。

(中間貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債の一般担保に供しております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
道路建設関係社債	183,061百万円	183,085百万円

※2 偶発債務

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した道路債券（国が保有している債券を除く。）に係る債務について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

なお、当該債券について、当社の総財産を一般担保に供しております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構	628,550百万円	573,550百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

なお、当該債務のうち、社債に係る債務105,000百万円（額面）（前事業年度125,000百万円）について、当社の総財産を一般担保に供しております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構	373,586百万円	359,661百万円

※3 重畳的債務引受け

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、減少した債務は次のとおりです。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
道路建設関係社債の減少額	89,971百万円	－百万円
道路建設関係長期借入金の 減少額	63,978	6,075

なお、道路建設関係長期借入金の減少額のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を返済することにより引受けがなされた額は次のとおりです。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
道路建設関係長期借入金	31,986百万円	－百万円

※4 有形固定資産の取得原価から控除された工事負担金累計額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
工事負担金累計額	21百万円	21百万円

5 当座貸越契約

当社においては運転資金の効率的な調達を行うため下記の銀行と当座貸越契約を締結しております。当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりです。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
当座貸越極度額		
(株)みずほ銀行	－百万円	8,000百万円
(株)みずほコーポレート銀行	8,000	－
(株)三菱東京UFJ銀行	4,000	4,000
(株)三井住友銀行	4,000	4,000
(株)横浜銀行	4,000	4,000
借入実行残高	－	－
差引額	20,000	20,000

※6 関連事業固定資産内訳

(1) 有形固定資産

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
駐車場事業	2,855百万円	2,861百万円
休憩所等事業	828	822
高架下事業	12	11
有形固定資産	3,696	3,696

(2) 無形固定資産

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
休憩所等事業	3百万円	3百万円

※7 消費税等の取扱い

当中間会計期間において、仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動資産の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

※ 1 関連事業営業利益又は営業損失の内訳

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
駐車場事業営業利益	93百万円	75百万円
休憩所等事業営業利益	24	59
高架下事業営業利益	2	9
受託業務事業営業損失	17	20
関連事業営業利益	103	123

2 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
有形固定資産	2,684百万円	2,650百万円
無形固定資産	145	120

(中間株主資本等変動計算書関係)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(a) 有形固定資産

社用車(車両運搬具)及び事務用機器(工具、器具及び備品)であります。

(b) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載しております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料
道路資産の未経過リース料

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
1年内	193,684	203,039
1年超	8,669,055	8,562,860
合計	8,862,740	8,765,900

道路資産以外の未経過リース料

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
1年内	70	53
1年超	103	84
合計	173	138

- (注) 1. 道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。
2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入-加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額-実績料金収入)が減算されることとなっております。

リース取引開始日が、平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末（期末）残高相当額
対象となるリース契約のリース期間が満了したため、該当事項はありません。

(2) 未経過リース料中間期末（期末）残高相当額
対象となるリース契約のリース期間が満了したため、該当事項はありません。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
支払リース料	13	—
減価償却費相当額	13	—

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(有価証券関係)

子会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額は1,114百万円、当中間会計期間の中間貸借対照表計上額は1,114百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	146.10円	108.16円
(算定上の基礎)		
中間純利益金額(百万円)	3,944	2,920
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る中間純利益金額(百万円)	3,944	2,920
普通株式の期中平均株式数(千株)	27,000	27,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
1株当たり純資産額	1,286.47円	1,394.64円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(百万円)	34,734	37,655
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額 (百万円)	34,734	37,655
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間 期末(期末)の普通株式の数(千株)	27,000	27,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

多額な資金の借入

当社は、平成25年3月21日開催の取締役会の決議(借入金(長期)2,236億円以内)に基づき、平成25年12月20日に以下の条件で借入の契約を締結しております。

区分	金融機関からの借入
借入先の名称	株式会社青森銀行他29金融機関
借入金額	金300億円
返済方法	満期一括
借入実行日	平成25年12月25日
返済期限	平成30年12月25日
担保	無担保
資金の使途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業の資金に 充当
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から本半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | |
|--|-------------------------|
| (1) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第8期）（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日） | 平成25年6月27日
関東財務局長に提出 |
| (2) 発行登録書及びその添付書類 | 平成25年8月23日
関東財務局長に提出 |
| (3) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）
に基づく臨時報告書 | 平成25年10月1日
関東財務局長に提出 |
| (4) 訂正発行登録書 | 平成25年10月1日
関東財務局長に提出 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

当社が発行した第4回ないし第11回社債（いずれも、一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）（以下これらを総称して「当社債」といいます。）には保証は付されておられません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下、「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路（注1）に係る道路資産（注2）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされております。当社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が当社債にかかる債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重畳的に債務引受けされることとなります。

- （注） 1. 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
2. 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くもの）とします。）をいいます。
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社が行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

<対象となる社債>

（平成25年12月20日現在）

銘柄	発行年月日	発行価額の総額 （百万円）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
首都高速道路株式会社 第4回社債 （一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付） （注）1	平成21年10月14日	14,995.5	非上場
首都高速道路株式会社 第5回社債 （一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付） （注）2	平成22年3月1日	39,984	非上場
首都高速道路株式会社 第6回社債 （一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付） （注）2	平成22年10月14日	20,000	非上場
首都高速道路株式会社 第7回社債 （一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付） （注）2	平成23年2月28日	20,000	非上場

銘柄	発行年月日	発行価額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
首都高速道路株式会社 第8回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成23年10月13日	20,000	非上場
首都高速道路株式会社 第9回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成24年2月23日	20,000	非上場
首都高速道路株式会社 第10回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成24年10月12日	30,000	非上場
首都高速道路株式会社 第11回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成25年2月27日	35,000	非上場

(注) 1. 平成22年12月28日付で、機構により重畳的に債務引受けされております。

2. 平成25年3月29日付で、機構により重畳的に債務引受けされております。

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。）に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

平成25年3月31日現在の機構の概要は下記のとおりです。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地
東京都港区西新橋二丁目8番6号
子会社及び関連会社はありません。
- ④ 役員 機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くことされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。
また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、平成25年3月31日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、理事長の任期は4年、理事及び監事の任期は2年であります。
- ⑤ 資本金及び資本構成

平成25年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国（国土交通大臣及び財務大臣）及び関係地方公共団体が出資しております。

I 資本金	5,376,311百万円
政府出資金	3,955,854百万円
地方公共団体出資金	1,420,457百万円
II 資本剰余金	844,412百万円
資本剰余金	89百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932百万円
損益外除売却差額相当額	△33百万円
損益外減価償却累計額	△4,515百万円
損益外減損損失累計額	△2,061百万円
III 利益剰余金	2,808,928百万円
純資産合計	9,029,652百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下「通則法」といいます。）、「機構法」、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります（通則法第38条）。また、その監査については、機構の監事（通則法第19条第4項）及び会計監査人（通則法第39条）により実施されるもののほか、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

⑥ 事業の内容

- (a) 目的 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲
- (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
 - (ii) 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
 - (iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
 - (iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、当社又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
 - (v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - (vi) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、当社又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - (vii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
 - (viii) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
 - (ix) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務
 - (x) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
 - (xi) (x) の鉄道施設を有償で鉄道事業者を利用させる業務
- (c) 事業に係る関係法令
- 機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりであります。
- (i) 機構法
 - (ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成17年政令第202号）
 - (iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成17年国土交通省令第64号）
 - (iv) 通則法
 - (v) 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）
 - (vi) 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより機構法施行日（平成17年10月1日）から起算して45年を経過する日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められております。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月17日

首都高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 洋一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅田 裕之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 児玉 卓也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている首都高速道路株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、首都高速道路株式会社及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 中間連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月17日

首都高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 洋一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅田 裕之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 児玉 卓也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている首都高速道路株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第9期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、首都高速道路株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。



古紙パルプ配合率100%再生紙を使用しています